

日向市立地適正化計画庁内策定会議設置規程をここに公表する。

令和元年7月2日

日向市長 十屋幸平

日向市訓令第17号

日向市立地適正化計画庁内策定会議設置規程

(設置)

第1条 日向市立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)に関する基本的事項を審議し、計画立案するため、日向市立地適正化計画庁内策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について、検討する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関する資料の収集及び分析に関すること。
- (2) 立地適正化計画の具体的な計画立案に関すること。
- (3) その他立地適正化計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、次の表に掲げる委員をもって構成する。

策定 会議 委員	建設部長 防災推進課長 資産経営課長 総合政策課長 地域コミュニティ課長 税務課長 福祉課長 高齢者あんしん課長 こども課長 農業畜産課長 商工港湾課長 水道課長 下水道課長 都市政策課長 建設課長 建築住宅課長 空家対策推進室長 市街地整備課長 教育総務課長 農業委員会事務局長 消防本部消防次長
----------------	--

(議長)

第4条 策定会議に議長を置く。

- 2 議長は、建設部長とする。
- 3 議長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の招集等)

第5条 策定会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、立地適正化計画の策定までとする。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表 日向市立地適正化計画庁内策定会議 委員構成

番号	所 属	氏 名	備 考
1	建設部長	中 島 克 彦	議 長
2	総務部 防災推進課長	福 永 鉄 治	
3	〃 資産経営課長	和 田 康 之	
4	総合政策部 総合政策課長	黒 木 升 男	
5	〃 地域コミュニティ課長	西 田 宗 吉	
6	市民環境部 税務課長	藤 田 和 彦	
7	健康福祉部 福祉課長	藤 本 一 三	
8	〃 高齢者あんしん課長 医療介護連携推進室長	野 別 秀 二	
9	〃 こども課長	東 原 留 美 子	
10	農林水産部 農業畜産課長	木 田 和 美	
11	商工観光部 商工港湾課長	中 田 幸 徳	
12	上下水道局 水道課長	中 城 慎 一 郎	
13	〃 下水道課長	大 坪 真 司	
14	建設部 都市政策課長	古 谷 政 幸	所 管 課
15	〃 建設課長	松 尾 昇 一	
16	〃 建築住宅課長	米 良 勝 幸	
17	〃 空家対策推進室長	黒 木 武 利	
18	〃 市街地整備課長	土 谷 和 利	

19	教育委員会 教育総務課長	稲 田 利 文	
20	農業委員会 事務局長	黒 木 秀 樹	
21	消防本部 消防次長	松 木 巖 生	